

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名

保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	指摘事項 1-2 ○ 預かり現金の取扱いについて 保育所における預かり現金については、明確な取扱いルールがないため、預かることの可否を検討の上、取扱要領を定めルールに基づいた管理が必要である。	預かり現金については、現金を預かる行為の必要性から見直すとともに、必要と認められた場合の現金の預かりに関して、新たに取扱要領を定めて適切な管理を行ってまいります。 (児童福祉課)	預かり現金については、各施設から取扱状況を確認して、平成27年10月に、預かり現金の種類や、事務の総括と支払管理を園長にすることなどを定めた現金の預かりに関する取扱要領を策定し、管理を行っております。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 1 保育園，及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名

保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
37	指摘事項 1-4 ○ 公印使用に係る原議承認について 公印を使用する場合には，「盛岡市公印規則」，及び「盛岡市公印取扱規程」に従い，適切に規定された手続を経る必要がある。	公印の取扱いについては，規則・規程に従って，適切に事務手続きを実施してまいります。 (児童福祉課)	公印の取扱いについては，公立保育所施設長に周知し，平成 28 年度から原議承認を行うことにより適正に事務手続きを実施しております。 (子育てあんしん課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。